

Ether コミュファサービス契約約款

平成29年2月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 Ether コミュファサービスの種類等

- 第4条 Ether コミュファサービスの品目等

第3章 Ether コミュファサービスの提供区域

- 第5条 Ether コミュファサービスの提供区域

第4章 契約

第1節 第I種 Ether コミュファサービスに係る契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 共同契約
- 第8条 契約者回線の終端
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 第I種 Ether コミュファ契約申込の方法
- 第11条 第I種 Ether コミュファ契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第13条 品目等の変更
- 第14条 契約者回線の移転
- 第15条 契約者回線の異経路
- 第16条 その他の契約内容の変更
- 第17条 利用の一時中断
- 第18条 利用権の譲渡の禁止
- 第19条 第I種契約者が行う第I種 Ether コミュファ契約の解除
- 第20条 当社が行う第I種 Ether コミュファ契約の解除
- 第21条 その他の提供条件

第2節 第II種 Ether コミュファサービスに係る契約

- 第22条 契約者回線の終端
- 第23条 第II種 Ether コミュファ契約申込の方法
- 第24条 第II種 Ether コミュファ契約申込の承諾
- 第25条 最低利用期間
- 第26条 品目等の変更
- 第27条 契約者回線の移転
- 第28条 契約者回線の異経路
- 第29条 その他の契約内容の変更
- 第30条 第II種契約者が行う第II種 Ether コミュファ契約の解除
- 第31条 当社が行う第II種 Ether コミュファ契約の解除
- 第32条 その他の提供条件

第5章 契約者回線群の設定等

- 第33条 契約者回線群の設定
- 第34条 契約者回線群の変更等
- 第35条 契約者回線群の廃止

第6章 付加機能

- 第36条 付加機能の提供
- 第37条 付加機能の最低利用期間
- 第38条 付加機能の変更
- 第39条 付加機能の廃止

第7章 端末設備の提供等

- 第40条 端末設備の提供
- 第41条 端末設備の利用の一時中断

第8章 回線相互接続

- 第42条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第43条 他社接続回線との相互接続
- 第44条 他社接続回線の接続変更
- 第45条 接続休止
- 第46条 相互接続点の所在場所の掲示等

第9章 利用中止等

- 第47条 利用中止
- 第48条 利用停止

第10章 通信等

- 第49条 通信利用の制限等

第11章 料金等

- 第1節 料金及び工事に関する費用
 - 第50条 料金及び工事に関する費用
- 第2節 料金等の支払義務
 - 第51条 料金の支払義務
 - 第52条 工事費の支払義務
 - 第53条 線路設置費の支払義務
 - 第54条 設備費の支払義務
- 第3節 料金の計算等
 - 第55条 料金の計算方法等
 - 第56条 料金等の支払いの連帯責任
- 第4節 割増金及び遅延損害金
 - 第57条 割増金
 - 第58条 遅延損害金
- 第5節 他社アクセス回線の料金の取扱い等
 - 第59条 他社アクセス回線の料金の取扱い等

第12章 保守

- 第60条 契約者の維持責任
- 第61条 契約者の切分責任
- 第62条 修理又は復旧の順位

第13章 損害賠償

- 第63条 責任の制限
- 第64条 免責

第14章 雑則

- 第65条 承諾の限界
- 第66条 利用に係る契約者の義務
- 第67条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第68条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第68条の2 契約者に係る情報の利用
- 第69条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第70条 法令に規定する事項
- 第71条 附帯サービス
- 第72条 閲覧

別記

- 1 Ether コミュファサービスの提供区域等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 当社の維持責任
- 10 新聞社等の基準
- 11 技術資料の項目
- 12 IPアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 13 インターネット接続機能における禁止事項
- 14 他社アクセス回線の料金の取扱い等

料金表

通則

- 第1表 料金
 - 第1 第I種 Ether コミュファサービスに関するもの
 - 第2 第II種 Ether コミュファサービスに関するもの
 - 第3 手続きに関する料金
- 第2表 工事に関する費用
 - 第1 工事費
 - 第2 線路設置費
 - 第3 設備費
- 第3表 附帯サービスに関する料金
 - 第1 IPアドレス取得申請手数料
 - 第2 ドメイン名取得申請手数料
 - 第3 ドメイン名維持料

別表

基本的な技術的事項

附則

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社はこの Ether コミュファサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより Ether コミュファサービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 第 I 種 Ether コミュファ 收容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備（14 の 2 欄に定める特定事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を含みます。）をいいます。以下同じとします。）
4 第 II 種 Ether コミュファ 收容網	別記 1 に定める提供区域内から、相互接続点までの間の伝送路において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
5 Ether コミュファサービス	第 I 種 Ether コミュファ收容網、第 II 種 Ether コミュファ收容網を使用して行う電気通信サービス
6 Ether コミュファサービス 取扱局	電気通信設備を設置し、それにより Ether コミュファサービスを提供する当社の事業所
7 Ether コミュファサービス 取扱所	Ether コミュファサービスに関する業務を行う当社の事務所
8 收容局設備	Ether コミュファ收容網に所属する Ether コミュファサービス取扱局に設置される電気通信設備
9 第 I 種 Ether コミュファ 契約	当社から第 I 種 Ether コミュファサービスの提供を受けるための契約
10 第 II 種 Ether コミュファ 契約	当社から第 II 種 Ether コミュファサービスの提供を受けるための契約
11 Ether コミュファ契約	第 I 種 Ether コミュファ契約、又は第 II 種 Ether コミュファ契約
12 第 I 種契約者	当社と第 I 種 Ether コミュファ契約を締結している者
13 第 II 種契約者	当社と第 II 種 Ether コミュファ契約を締結している者
14 契約者	第 I 種契約者、又は第 II 種契約者
14 の 2 特定事業者	電気通信事業法（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）であって、当社が指定する者 （注）「当社が指定する者」は日本ネットワークイネイブラー株式会社と

	します。
15 相互接続点	当社（特定事業者を含みます。以下この欄において同じとします。）と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
16 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17 他社接続回線	相互接続点において当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
18 接続契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と中継局設備とを相互に接続するための電気通信設備
18 の 2 インターネット接続回線	相互接続点を介してインターネットと収容局設備とを相互に接続するための電気通信回線
19 接続アクセス回線	接続契約回線及び相互接続協定に基づき当社が料金を設定する他社接続回線
20 他社アクセス回線	第Ⅱ種 Ether コミュファ契約に基づいて相互接続点と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、相互接続協定に基づき協定事業者が料金を設定するもの
21 契約者回線	Ether コミュファ契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備
22 契約者回線等	契約者回線、当社が設置する契約者回線に係る端末設備、接続アクセス回線又はインターネット接続回線
23 契約者回線群	Ether コミュファ収容網を使用して相互に通信を行うことのできる契約者回線により構成される回線群又は他社接続回線と相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
24 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
25 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
26 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27 情報端末	電子計算機又は PDA の機能を具備する無線送受信装置であって、当社が別に定めるもの
28 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
29 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
30 サービス接続点	当社が Ether コミュファサービスの用に供する目的で設置する電気通信設備と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備との接続点
31 クライアント I D	付加機能（インターネットVPN機能のソフトウェア型に限ります。）を使用する者を特定するために割り当てる英字及び数字の組み合わせであって、当社がこの約款に基づいて第Ⅰ種契約者に割り当てるもの

第2章 Ether コミュファサービスの種類等

(Ether コミュファサービスの品目等)

第4条 当社が提供する Ether コミュファサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第Ⅰ種 Ether コミュファサービス	第Ⅰ種 Ether コミュファ網を使用して行う電気通信サービス
第Ⅱ種 Ether コミュファサービス	第Ⅱ種 Ether コミュファ網を使用して行う電気通信サービス

2 当社が提供する Ether コミュファサービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目及び細目があります。

第3章 Ether コミュファサービスの提供区域

(Ether コミュファサービスの提供区域)

第5条 当社の Ether コミュファサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 第I種Etherコミュファサービスに係る契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第I種Etherコミュファ契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について、契約者が2人以上となる第I種Etherコミュファ契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、第I種契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、第I種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第I種契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するEtherコミュファサービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(第I種Etherコミュファ契約申込の方法)

第10条 第I種Etherコミュファ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をEtherコミュファサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第I種Etherコミュファサービスの品目及び細目
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) 所属する契約者回線群
- (4) その他第I種Etherコミュファサービスの内容を特定するため必要な事項

(第I種Etherコミュファ契約申込の承諾)

第11条 当社は、第I種Etherコミュファ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第I種Etherコミュファ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第I種Etherコミュファ契約の申込みをした者が第I種Etherコミュファサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第33条（契約者回線群の設定）に規定する契約者回線群がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 第I種Etherコミュファサービスについては、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第I種Etherコミュファサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第I種契約者は、前項の最低利用期間内にEtherコミュファ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第13条 第I種契約者は、第I種Ether コミュファサービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(第I種Ether コミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第14条 第I種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(第I種Ether コミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第I種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第16条 当社は、第I種契約者から請求があったときは、第10条(第I種Ether コミュファ契約申込の方法)第4号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(第I種Ether コミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、第I種Ether コミュファサービスの利用の一時中断(その第I種Ether コミュファサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡の禁止)

第18条 利用権(第I種契約者が第I種Ether コミュファ契約に基づいて第I種Ether コミュファサービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(第I種契約者が行う第I種Ether コミュファ契約の解除)

第19条 第I種契約者は、第I種Ether コミュファ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめEther コミュファサービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行う第I種Ether コミュファ契約の解除)

第20条 当社は、次の場合には、その第I種Ether コミュファ契約を解除することがあります。

(1) 第48条(利用停止)の規定により第I種Ether コミュファサービスの利用停止をされた第I種契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) その第I種Ether コミュファ契約に係る契約者回線群について、第35条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第34条(契約者回線群の変更等)第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。

2 当社は、第I種契約者が第48条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、第I種Ether コミュファサービスの利用停止をしないでその第I種Ether コミュファ契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第I種Ether コミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第I種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 第I種Ether コミュファ契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

第2節 第II種Ether コミュファサービスに係る契約

(契約者回線の終端)

第22条 当社は、第II種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第II種契約者と協議します。

(第II種Ether コミュファ契約申込の方法)

第23条 第II種Ether コミュファ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をEther コミュファサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第II種Ether コミュファサービスの品目及び細目
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) 所属する契約者回線群
- (4) その他第II種Ether コミュファサービスの内容を特定するため必要な事項

(第II種Ether コミュファ契約申込の承諾)

第24条 当社は、第II種Ether コミュファ契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第II種Ether コミュファ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第II種Ether コミュファ契約の申込みをした者が第II種Ether コミュファサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第33条(契約者回線群の設定)に規定する契約者回線群がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第25条 第II種Ether コミュファサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第II種Ether コミュファサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第II種契約者は、前項の最低利用期間内にEther コミュファ契約の解除があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第26条 第II種契約者は、第II種Ether コミュファサービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第24条(第II種Ether コミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第27条 第II種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第24条(第II種Ether コミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第28条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第Ⅱ種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第29条 当社は、第Ⅱ種契約者から請求があったときは、第23条（第Ⅱ種Etherコミュファ契約申込の方法）第4号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第24条（第Ⅱ種Etherコミュファ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種Etherコミュファ契約の解除)

第30条 第Ⅱ種契約者は、第Ⅱ種Etherコミュファ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめEtherコミュファサービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行う第Ⅱ種Etherコミュファ契約の解除)

第31条 当社は、次の場合には、その第Ⅱ種Etherコミュファ契約を解除することがあります。

(1) 第48条（利用停止）の規定により第Ⅱ種Etherコミュファサービスの利用停止をされた第Ⅱ種契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) その第Ⅱ種Etherコミュファ契約に係る契約者回線群について、第35条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第34条（契約者回線群の変更等）第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。

2 当社は、第Ⅱ種契約者が第48条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、第Ⅱ種Etherコミュファサービスの利用停止をしないでその第Ⅱ種Etherコミュファ契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第Ⅱ種Etherコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第Ⅱ種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第32条 第Ⅱ種Etherコミュファ契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

第33条 Etherコミュファ契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。

2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る契約者の承諾が得られない場合を除いて、契約者回線群を設定します。

3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、Etherコミュファサービス取扱所に届け出ていただきます。

4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。

5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更等)

第34条 契約者（回線群代表者を除きます。）は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、

契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 33 条（契約者回線群の設定）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、回線群代表者をその契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

（契約者回線群の廃止）

第 35 条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第 34 条（契約者回線群の変更等）第 3 項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群に所属する契約者回線がなくなったとき。

第 6 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 36 条 当社は、契約者から請求があったときは、その Ether コミュファ契約について、次の場合を除き、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等 Ether コミュファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の最低利用期間）

第 37 条 当社が別に定める付加機能については、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能の提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 当社が別に定める付加機能の提供を請求した契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又は付加機能の区分の変更があった場合は、当社が定める期日までに料金表第 1 表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（注）本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第 1 表（料金）に定めるインターネット V P N 機能（ソフトウェア型のものに限りません。）をいいます。

（付加機能の変更）

第 38 条 当社が別に定める付加機能に係る契約者は、当社が別に定める付加機能の品目又は細目の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 36 条（付加機能の提供）の規定に準じて取り扱います。
（注）本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第 1 表（料金）に定めるインターネット V P N 機能（ソフトウェア型のものに限りません。）をいいます。

（付加機能の廃止）

第 39 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、Ether コミュファ契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 料金表第 1 表（料金）に定める付加機能の提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) 当社は、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第7章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第40条 当社は、その契約者回線について料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の利用の一時中断)

第41条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第42条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をEther コミュファサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第43条 当社は、他社接続回線と接続するEther コミュファ契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

第44条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線変更」といいます。）を行います。

2 当社は前項の請求があったときは、第24条（第Ⅱ種Ether コミュファ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第45条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のEther コミュファサービスを全く利用できなくなったときは、そのEther コミュファサービスについて接続休止（そのEther コミュファサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのEther コミュファサービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのEther コミュファサービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのEther コミュファ契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第46条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するEther コミュファサービス取扱所に

掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第9章 利用中止等

(利用中止)

第47条 当社は、次の場合には、Ether コミュファサービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第49条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

(3) 第46条(相互接続点の所在場所の掲示等)により、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定により Ether コミュファサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第48条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(その Ether コミュファサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった Ether コミュファサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その Ether コミュファサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第66条(利用に係る契約者の義務)又は第67条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により Ether コミュファサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第10章 通信等

(通信利用の制限等)

第49条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関

警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
 防衛機関
 輸送の確保に直接関係がある機関
 通信の確保に直接関係がある機関
 電力の供給の確保に直接関係がある機関
 ガスの供給の確保に直接関係がある機関
 水道の供給の確保に直接関係がある機関
 選挙管理機関
 別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
 預貯金業務を行う金融機関
 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

第 11 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第 50 条 当社が提供する Ether コミュファサービスの料金は、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する Ether コミュファサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第 1 項に規定する料金は、当社が提供する Ether コミュファサービスの態様に応じて、回線使用料、加算額、付加機能使用料及び減算額を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

（料金の支払義務）

第 51 条 契約者は、その Ether コミュファ契約に基づいて当社が Ether コミュファサービスの提供を開始した日（付加機能及び端末設備の提供についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能及び端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により Ether コミュファサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

- ア 利用の一時中断をしたとき。
- イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、Ether コミュファサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その Ether コミュファサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその Ether コミュファサービス（その Ether コミュ

みます。)が生じた場合(2欄から3欄までに該当する場合によりその状態が生じた場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	ファサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのEther コミュファサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのEther コミュファサービス(そのEther コミュファサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
3 契約者回線の移転若しくは端末設備の移転に伴って、Ether コミュファサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりEther コミュファサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのEther コミュファサービス(そのEther コミュファサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第52条 契約者は、Ether コミュファ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第53条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) 契約者回線の終端が区域外(收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるEther コミュファ契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その種類及び品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第54条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するEther コミュファ契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第55条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等の支払いの連帯責任)

第56条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第57条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第58条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 他社アクセス回線の料金の取扱い等

(他社アクセス回線の料金の取扱い等)

第59条 他社アクセス回線に係る契約者は、相互接続協定に基づき料金設定事業者(協定事業者のうち、当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて料金を設定する協定事業者をいいます。以下同じとします。)の契約約款及び料金表等に定めるところにより、その料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記14に定めるところによります。

第12章 保守

(契約者の維持責任)

第60条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 61 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、Ether コミュファサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社又は特定事業者の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 62 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 49 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその Ether コミュファサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 63 条 当社は、Ether コミュファサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その Ether コミュファサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 51 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、Ether コミュファサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第 51 条（料金の支払い義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分）に限ります。以下この条において同じとします。）に対応するその E

ther コミュファサービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（その Ether コミュファサービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限りません。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 3 当社の故意又は重大な過失により Ether コミュファサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）

第 64 条 当社は、Ether コミュファサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（Ether コミュファサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 14 章 雑則

（承諾の限界）

第 65 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 66 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が Ether コミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が Ether コミュファ契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が Ether コミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、Ether コミュファサービスを利用しないこと。

なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（他人に使用させる場合の契約者の義務）

第 67 条 契約者は、当社が Ether コミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社が Ether コミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に

対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、当社が Ether コミュファ契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。

- ア 第60条（契約者の維持責任）
- イ 第61条（契約者の切分責任）
- ウ 別記5（自営端末設備の接続）
- エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記7（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第68条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

（契約者に係る情報の利用）

第68条の2 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等、又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社又は協定事業者等の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第69条 Ether コミュファサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する Ether コミュファサービス取扱所において、Ether コミュファサービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（法令に規定する事項）

第70条 Ether コミュファサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

（附帯サービス）

第71条 Ether コミュファサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記12に定めるところによります。

（閲覧）

第72条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供しません。

別 記

別 記

1 Ether コミュファサービスの提供区域等

(1) 当社の Ether コミュファサービスの提供区域は、次に掲げる県の区域とします。

県 の 区 域
愛知県、静岡県（富士川以西）、三重県、岐阜県

ただし、特定事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を利用して Ether コミュファサービスを提供する場合はこの限りではありません。

(2) 当社の Ether コミュファサービスの提供区間は、契約者回線の終端相互間、契約者回線と相互接続点若しくはサービス接続点との間及び相互接続点とサービス接続点の間とします。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて Ether コミュファサービス取扱所に通知していただきます。

(2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに Ether コミュファサービス取扱所に通知していただきます。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

(1) Ether コミュファ契約に係る契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその契約者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。

(3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを

当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1 1 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電气的条件
- (3) 論理的条件

1 2 I Pアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときには、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にその契約に係るI Pアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）の割当て若しくは返却又はJPNIC及び日本レジストリサービス等（以下「JPRS等」といいます。）にその契約に係るドメイン名（JPNIC及びJPRS等によって割り当てられる組織等を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更若しくは返却の申請手続き等を行います。この場合、契約者はJPNIC及びJPRS等に対し支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は料金表第3表第1（I Pアドレス取得申請手数料）及び第2（ドメイン名取得申請手数料）に規定する料金を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、その契約者回線等においてドメイン名（そのEther コミュファ契約に係るものに限ります。以下同じとします。）を利用している場合は、料金表第3表第3（ドメイン名維持料）に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) 契約者はドメイン名を利用している場合において、そのEther コミュファ契約の解除又は付加機能の廃止があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続きの代行を行う事業者であって、JPRS等が定める者をいいます。以下同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、Ether コミュファ契約の解除又は付加機能の廃止後5日を経過してもなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、契約者からドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求があったものとして、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行うことがあります。

1 3 インターネット接続機能における禁止事項

契約者は、インターネット接続機能の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (5) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、掲載、販売を想起させる広告を掲載又は送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付行為の広告を行う行為。
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。）。

- (9) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 他人になりすましてインターネット接続機能を利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (17) 違法行為（けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為。
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
- (21) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (23) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、法令に違反する行為。
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為。

14 他社アクセス回線の料金の取扱い等

- (1) 他社アクセス回線に係る料金は、その他社アクセス回線とその他社アクセス回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。
- (2) (1)の規定により、他社接続回線に係る協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

料 金 表

目 次

通則

第1表 料金

第1 第I種 Ether コミュファサービスに関するもの

- 1 適用
- 2 料金額
 - 2-1 回線使用料
 - 2-2 加算額
 - 2-3 付加機能使用料

第2 第II種 Ether コミュファサービスに関するもの

- 1 適用
- 2 料金額
 - 2-1 加算額

第3 手続きに関する料金

- 1 適用
- 2 料金額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

- 1 適用
- 2 工事費の額

第2 線路設置費

- 1 適用
- 2 線路設置費の額

第3 設備費

- 1 適用
- 2 設備費の額

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレス取得申請手数料

第2 ドメイン名取得申請手数料

第3 ドメイン名維持料

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその Ether コミュファ契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日で Ether コミュファサービスの提供の開始（付加機能及び端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日で Ether コミュファ契約の解除（付加機能及び端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日に Ether コミュファサービスの提供の開始（付加機能及び端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその Ether コミュファ契約の解除（付加機能及び端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日で Ether コミュファサービスの種類及び品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第 51 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する Ether コミュファサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5 及び 6 の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 8 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第 51 条（料金の支払義務）から第 54 条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)) に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の Ether コミュファサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりとします。

(1) 加算額

ア 回収すべき金額（年額）は、次の各項目の合計額とします。

- ① 営業費：創設費×営業费率
- ② 諸税：創設費×諸税率
- ③ 報酬：創設費×報酬額率

イ 収納すべき料金額（月額）は、(1)の方法により算定した回収すべき金額（年額）の12分の1の額とします。

(2) 設備費

設備費の額＝物品費＋取付費＋間接費

項目	区分	算定方法	
物品費	——	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当り人件費単金×延労働時間	左記のア、イの合計額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	——	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費（ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等）	

第1表 料金

第1 第I種 Ether コミュファサービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容												
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、Ether コミュファサービス取扱局に契約者回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで第I種 Ether コミュファサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>												
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第I種 Ether コミュファサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) アクセス回線の品目（(イ)及び(ウ)以外のアクセス回線に限ります。以下、同じとします。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mb/sの符号伝送が可能なものであって符号速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定事業者アクセス回線（特定事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を使用したアクセス回線に限ります。以下、同じとします。）の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート型</td> <td>符号速度を規定しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5（当社が別に定めるものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線に相当する端末回線を使用して行うもの</p> <p>(ウ) インターネット接続回線を利用する方式の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート型</td> <td>符号速度を規定しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める第I種 Ether コミュファサービス取扱局の收容区域内に限ります。</p>	品 目	内 容	100Mb/s	最大100Mb/sの符号伝送が可能なものであって符号速度を保証しないもの	品 目	内 容	ベストエフォート型	符号速度を規定しないもの	品 目	内 容	ベストエフォート型	符号速度を規定しないもの
品 目	内 容												
100Mb/s	最大100Mb/sの符号伝送が可能なものであって符号速度を保証しないもの												
品 目	内 容												
ベストエフォート型	符号速度を規定しないもの												
品 目	内 容												
ベストエフォート型	符号速度を規定しないもの												
(3) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第I種 Ether コミュファサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ1</td> <td>Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下「当社営業時間」といいます。）外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるもの）に、その受け付けた時刻以後の間近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ2</td> <td>その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ1	Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下「当社営業時間」といいます。）外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるもの）に、その受け付けた時刻以後の間近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付						
区 別	内 容												
保守タイプ1	Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下「当社営業時間」といいます。）外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるもの）に、その受け付けた時刻以後の間近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの												
保守タイプ2	その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付												

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、第Ⅰ種 Ether コミュファサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンサイト</td> <td>当社が当社の端末設備の修理、復旧又は設置（以下、この欄において「設置等」といいます。）を行うもの</td> </tr> <tr> <td>センドバック</td> <td>第Ⅰ種契約者が当社の端末設備の設置等を行うもの</td> </tr> <tr> <td>コールドスタンバイ</td> <td>第Ⅰ種契約者が当社の端末設備の設置等を行うもので、その拠点に予備の当社の端末設備を設置するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 当社は、アクセス回線については、センドバック及びコールドスタンバイの提供を行いません。</td> </tr> </tbody> </table>		けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に修理又は復旧を行うもの	区 別	内 容	オンサイト	当社が当社の端末設備の修理、復旧又は設置（以下、この欄において「設置等」といいます。）を行うもの	センドバック	第Ⅰ種契約者が当社の端末設備の設置等を行うもの	コールドスタンバイ	第Ⅰ種契約者が当社の端末設備の設置等を行うもので、その拠点に予備の当社の端末設備を設置するもの	備考 当社は、アクセス回線については、センドバック及びコールドスタンバイの提供を行いません。	
	けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に修理又は復旧を行うもの												
区 別	内 容												
オンサイト	当社が当社の端末設備の修理、復旧又は設置（以下、この欄において「設置等」といいます。）を行うもの												
センドバック	第Ⅰ種契約者が当社の端末設備の設置等を行うもの												
コールドスタンバイ	第Ⅰ種契約者が当社の端末設備の設置等を行うもので、その拠点に予備の当社の端末設備を設置するもの												
備考 当社は、アクセス回線については、センドバック及びコールドスタンバイの提供を行いません。													
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第Ⅰ種 Ether コミュファサービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅰ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅰ種 Ether コミュファサービスの契約の解除があった場合は、第 51 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>												
(5) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その第Ⅰ種契約者回線が収容されている Ether コミュファサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路（(6)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>												
(6) 異経路による契約者回線の加算額の適用	<p>ア 第Ⅰ種契約者回線の終端が直接収容されている Ether コミュファサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>												
(7) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。												
(8) 回線終端装置の加算額の適用	回線終端装置の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。												
(9) 配線設備の加算額の適用	配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。												
(10) 付加機能使用料の適用	当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。												
(11) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。												

2 料金額

2-1 回線使用料

(1) アクセス回線に係る基本料

1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
100Mb/s	9,800円

(2) 接続契約回線に係る基本料

ア 接続アクセス回線に係る基本料

1の接続アクセス回線ごとに月額

品目	細目	料金額
ベストエフォート	センドバック	4,800円
	オンサイト	4,800円
	コールドスタンバイ	7,000円

イ 特定事業者アクセス回線に係る基本料

1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
ベストエフォート	5,400円

(3) インターネット接続回線に係る基本料

1のインターネット接続回線ごとに月額

品目	細目	料金額
ベストエフォート	センドバック	4,800円
	オンサイト	4,800円
	コールドスタンバイ	7,000円

(4) アクセス回線及び特定事業者アクセス回線に係る加算料

1の契約者回線ごとに月額

区分	料金額
保守タイプ2に係るもの	3,000円

2-2 加算額

月額

料金種別	区分	単位	料金額
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご とに	1,000円
イ 異経路の線路	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設備 使用料	—	—	別に算定 する実費

2-3 付加機能使用料

月額

区分		単位	料金額		
インターネット接続機能	インターネットに接続する機能	1の契約者回線群ごとに	100Mb/s	割当 IP アドレス数	
				固定 1 個	20,000 円
				固定 8 個まで	25,000 円
				固定 16 個まで	30,000 円
<p>備考</p> <p>(1) 当社は、回線群代表者である第 I 種契約者（E t h e r コミュファゲートウェイ機能の請求をしている者に限ります。以下、この欄にて同じとします。）から請求があったときに限り、このインターネット接続機能を提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する第 I 種契約者回線に係る全ての契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>(4) 第 I 種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。</p> <p>(5) インターネット接続機能における禁止事項は別記 13 の規定によります。</p> <p>(6) この機能の申込みにあたっては、割当 IP アドレス数をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(7) 当社は、第 I 種契約者が次に定める付加機能の提供を受けていない場合に限り、この機能を提供します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イーサネット網サービス契約約款に定めるインターネット接続機能</p> <p>EtherDIVE サービス契約約款に定めるインターネット接続機能</p> <p>ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるインターネット接続機能</p> </div> <p>(8) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>					

月額

区分		単位	料金額
ワイヤレスバックアップ機能	契約者回線による通信が利用できない場合に、無線通信機器によるインターネット通信に切り替わり、その契約者に係る契約者回線群に所属する契約者回線と通信を行う機能。	1の契約者回線群ごとに	—
<p>備考</p> <p>(1) 当社は回線群代表者である第 I 種契約者から請求があったときに限り、このワイヤレスバックアップ機能を第 I 種契約者回線ごとに提供します。</p> <p>(2) 当社はワイヤレスバックアップ機能を第 I 種契約者に提供するものとし、この機能に係る無線通信機器は契約者にて別途準備頂きます。</p> <p>(3) この機能に係る回線群代表者である第 I 種契約者は、無線通信機器による通信、及び使用について一切の責任を負って頂きます。</p> <p>(4) 当社は無線通信機器による通信の保証を致しません。また無線通信機器による通信に係る費用については負担致しません。</p> <p>(5) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>			

インターネットVPN機能	ソフトウェア型（スマートアクセス）	インターネットに接続された情報端末（特定オペレーティングシステムを搭載した情報端末（「特定情報端末」といいます。）若しくは特定情報端末に搭載されたオペレーティングシステムに相当すると当社が認めるソフトウェアを搭載した特定情報端末以外の情報端末に限ります。）から、当社又は第Ⅰ種契約者からクライアントIDを付与された者が、当社が指定するプロトコルを利用して、インターネット接続回線を介してその第Ⅰ種Etherコミュニティ契約者に係る契約者回線群に所属する契約者回線と接続を行う機能	区別	細目	単位	料金額														
			通常利用のもの	SA25	1の契約ごとに	45,000円														
				SA250	1の契約ごとに	90,000円														
				SA750	1の契約ごとに	180,000円														
一時利用のもの		1の契約ごとに	—																	
備考																				
<p>(1) 当社は、回線群代表者である第Ⅰ種契約者（Etherコミュニティゲートウェイ機能の請求をしている者に限ります。以下、この欄にて同じとします。）から請求があったときに限り、このインターネットVPN機能を提供します。</p> <p>(2) この機能に係る回線群代表者である第Ⅰ種契約者は、クライアントID及びこれらに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を負っていただきます</p> <p>(3) 当社は、クライアントID及びこれらに対応するパスワードの第三者の使用等による損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(4) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての第Ⅰ種契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(5) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>(6) 第Ⅰ種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。</p> <p>(7) 本機能には、以下の区別及び細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="316 1368 1476 1485"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常利用のもの</td> <td>一時利用のもの以外のもの</td> </tr> <tr> <td>一時利用のもの</td> <td>1ヶ月以内の期間に限って提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="316 1518 1476 1783"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SA25</td> <td>同時に接続可能なクライアントID数が25までのもので利用可能なクライアントID数が100までのもの</td> </tr> <tr> <td>SA250</td> <td>同時に接続可能なクライアントID数が250までのもので利用可能なクライアントID数が500までのもの</td> </tr> <tr> <td>SA750</td> <td>同時に接続可能なクライアントID数が750までのもので利用可能なクライアントID数が1,500までのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 一時利用のものはSA25又はSA250に限り提供します。</p> <p>(8) この機能（一時利用のものを除きます。）には、最低利用期間があります。</p> <p>(9) この機能に係る第Ⅰ種契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止があった場合は、第51条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(10) この機能に係る第Ⅰ種契約者は、最低利用期間内にこの機能の細目の変更があった場</p>							区別	内容	通常利用のもの	一時利用のもの以外のもの	一時利用のもの	1ヶ月以内の期間に限って提供するもの	細目	内容	SA25	同時に接続可能なクライアントID数が25までのもので利用可能なクライアントID数が100までのもの	SA250	同時に接続可能なクライアントID数が250までのもので利用可能なクライアントID数が500までのもの	SA750	同時に接続可能なクライアントID数が750までのもので利用可能なクライアントID数が1,500までのもの
区別	内容																			
通常利用のもの	一時利用のもの以外のもの																			
一時利用のもの	1ヶ月以内の期間に限って提供するもの																			
細目	内容																			
SA25	同時に接続可能なクライアントID数が25までのもので利用可能なクライアントID数が100までのもの																			
SA250	同時に接続可能なクライアントID数が250までのもので利用可能なクライアントID数が500までのもの																			
SA750	同時に接続可能なクライアントID数が750までのもので利用可能なクライアントID数が1,500までのもの																			

合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(11) 当社は、第 I 種契約者から請求があった場合には、(7)の細目とは別に、細目ごとに利用可能なクライアント ID の追加に係る加算額を加算して適用（一時利用のものを除きます。）します。

区 分	単 位	料金額
利用可能なクライアント ID の追加に係るもの（通常利用のものに限ります。）	追加する利用可能なクライアント ID 数が 50 ごとに	500 円

(12) 当社は、第 I 種契約者が次に定める付加機能の提供を受けていない場合に限り、この機能を提供します。

イーサネット網サービス契約約款に定めるインターネット接続機能（ソフトウェア型のものに限ります。）
EtherDIVE サービス契約約款に定めるインターネット接続機能（ソフトウェア型のものに限ります。）
ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるインターネット接続機能（ソフトウェア型のものに限ります。）
CTC マネージドクラウドサービス利用規約に定めるインターネットVPN機能

(13) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

月額

E t h e r コ ミ ュ フ ア ゲ ー ト ウ エ イ 機 能 能	次表に定める対象サービスに係る電気通信設備を介して、第 I 種契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者に係る回線群に所属する契約者回線と通信を行う機能。	品目	品目		料金額			
			上限伝送速度	最低伝送速度				
		100Mb/s						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット網サービス（第 I 種イーサネット網サービスに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス（保守の態様が保守タイプ 2 のものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定める ビジネスコミュファVPNサービス（基本料の料金種</td> </tr> </tbody> </table>	対象サービス	イーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット網サービス（第 I 種イーサネット網サービスに限ります。）	EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス（保守の態様が保守タイプ 2 のものに限ります。）	ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定める ビジネスコミュファVPNサービス（基本料の料金種	1 の契約者回線群ごとに	—	—円
対象サービス								
イーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット網サービス（第 I 種イーサネット網サービスに限ります。）								
EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス（保守の態様が保守タイプ 2 のものに限ります。）								
ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定める ビジネスコミュファVPNサービス（基本料の料金種								

別がプラン2のものに限ります。)								
<p>備考</p> <p>(1) 当社は、回線群代表者である第I種契約者から請求があったときに限り、このEtherコミュニティファゲートウェイ機能を提供します。</p> <p>(2) この機能は、第I種契約者によりあらかじめ指定された者が、次表に定める対象回線群に所属する全ての契約者（対象サービスの契約を締結している者をいいます。以下この欄において同じとします。）である場合に限り提供します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>対象回線群</td> </tr> <tr> <td>イーサネットサービス契約約款に定める契約者回線群</td> </tr> <tr> <td>EtherDIVE サービス契約約款に定める契約者回線群</td> </tr> <tr> <td>ビジネスコミュニティVPNサービス契約約款に定める契約者回線群</td> </tr> </table> <p>(3) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(4) この機能の申込みにあたっては、品目をあらかじめ選択していただきます。</p> <p>(5) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>					対象回線群	イーサネットサービス契約約款に定める契約者回線群	EtherDIVE サービス契約約款に定める契約者回線群	ビジネスコミュニティVPNサービス契約約款に定める契約者回線群
対象回線群								
イーサネットサービス契約約款に定める契約者回線群								
EtherDIVE サービス契約約款に定める契約者回線群								
ビジネスコミュニティVPNサービス契約約款に定める契約者回線群								

月額

	区分	単位	料金額
クラウドアクセス機能	契約者回線等から、特定設備（当社が別に定める約款又は規約により提供する電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。）への通信又は特定設備と接続することによりサービス接続点を介してインターネットとの接続を行う機能	1の契約者回線群ごとに	—
<p>備考</p> <p>(1) 当社は、回線群代表者である第I種契約者（Etherコミュニティファゲートウェイ機能の請求をしている者に限ります。以下、この欄にて同じとします。）から請求があったときに限り、本機能を提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての第I種契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>(4) 第I種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。</p> <p>(5) インターネット接続における禁止事項は別記13の規定によります。</p> <p>(6) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			

第2 第Ⅱ種 Ether コミュファサービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容						
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、Ether コミュファサービス取扱局に契約者回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで第Ⅱ種 Ether コミュファサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>						
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める第Ⅱ種 Ether コミュファサービス取扱局の收容区域内に限ります。</p>	品 目	内 容	100Mb/s	最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの		
品 目	内 容						
100Mb/s	最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの						
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ1</td> <td>Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下「当社営業時間」といいます。）外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に、その受け付けた時刻以後の間近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ2</td> <td>その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ1	Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下「当社営業時間」といいます。）外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に、その受け付けた時刻以後の間近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容						
保守タイプ1	Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下「当社営業時間」といいます。）外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に、その受け付けた時刻以後の間近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの						
保守タイプ2	その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたとき（自動音声応答装置を介して修理又は復旧の請求を受け付けるものとします。）に修理又は復旧を行うもの						
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第Ⅱ種 Ether コミュファサービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅱ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅱ種 Ether コミュファサービスの契約の解除があった場合は、約款第 51 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>						
(5) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その第Ⅱ種契約者回線が收容されている Ether コミュファサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路（(6)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>						

(6) 異経路による契約者回線の加算額の適用	ア 第Ⅱ種契約者回線の終端が直接収容されている Ether コミュファサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。
(7) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
(8) 回線終端装置の加算額の適用	回線終端装置の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。
(9) 配線設備の加算額の適用	配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。
(10) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご とに	1,000 円
イ 異経路の線路	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設備 使用料	—	—	別に算定 する実費

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 手続きに関する料金の適用	当社が第 I 種 Ether コミュファ契約（特定事業者アクセス回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の申込みを承諾し、申込者と第 I 種 Ether コミュファ契約の締結を行うとき、2（料金額）に規定する契約事務手数料を適用します。ただし、第 I 種 Ether コミュファサービスの提供を開始する前にその第 I 種 Ether コミュファ契約の解除があった場合は、この限りではありません。
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第52条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																				
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、付加機能、端末設備及びEther コミュファサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。																				
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 配線設備に係る工事</td> <td>契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 回線設定等に係る工事</td> <td>契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、Ether コミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 回線接続等に係る工事</td> <td>第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に、Ether コミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ) 相互接続点に係る工事</td> <td>第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(カ) 利用の一時中断等に係る工事</td> <td>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(キ) 付加機能に係る工事</td> <td>付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ク) 現場調査報告書作成費用</td> <td>第Ⅰ種契約者回線の設置、又は取替の工事に係る現場調査報告書を作成した場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ケ) 特定事業者アクセス回線に係る工事</td> <td>特定事業者アクセス回線に係る契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	(ア) 配線設備に係る工事	契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。	(イ) 端末設備に係る工事	端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。	(ウ) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、Ether コミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(エ) 回線接続等に係る工事	第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に、Ether コミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(オ) 相互接続点に係る工事	第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。	(カ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。	(キ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。	(ク) 現場調査報告書作成費用	第Ⅰ種契約者回線の設置、又は取替の工事に係る現場調査報告書を作成した場合に適用します。	(ケ) 特定事業者アクセス回線に係る工事	特定事業者アクセス回線に係る契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。
工事の区分	適用																				
(ア) 配線設備に係る工事	契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。																				
(イ) 端末設備に係る工事	端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。																				
(ウ) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、Ether コミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。																				
(エ) 回線接続等に係る工事	第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に、Ether コミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。																				
(オ) 相互接続点に係る工事	第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。																				
(カ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。																				
(キ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。																				
(ク) 現場調査報告書作成費用	第Ⅰ種契約者回線の設置、又は取替の工事に係る現場調査報告書を作成した場合に適用します。																				
(ケ) 特定事業者アクセス回線に係る工事	特定事業者アクセス回線に係る契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。																				
(3) 一時利用のものから通常利用のものに移行する場合の工事費の減額適用	付加機能（インターネットVPN機能のソフトウェア型に限ります。以下この欄において同じとします。）の一時利用のものに係る契約を解除した後、当社が別に定める期間内に新たに通常利用のものの契約を締結した場合、通常利用のものに係る利用の開始に関する工事費については、一時利用のものに係る利用の開始に関する工事費を減額して適用します。																				

2 工事費の額

工 事 の 種 類		単 位	工事費の額		
配線設備に係る工事		1の工事ごとに	12,000円		
端末設備に係る工事		1の工事ごとに	8,000円		
回線設定等に係る工事		1の工事ごとに	5,500円		
回線接続等に係る工事		1の工事ごとに	2,500円		
相互接続点に係る工事		1の工事ごとに	3,000円		
利用の一時中断に係る工事		1の工事ごとに	5,000円		
現場調査報告費		1の報告ごとに	3,000円		
特定事業者アクセス回線に係る工事		1の工事ごとに	20,000円		
ゲートウェイ機能に係る工事費		1の工事ごとに	5,500円		
付加機能に係る工事	インターネット接続機能	インターネット接続機能	1の工事ごとに	50,000円	
		オプション設定	1の工事ごとに	50,000円	
		設定変更（設計変更を含む）	1の工事ごとに	50,000円	
		上記以外の設定変更	1の工事ごとに	5,500円	
	インターネットVPN機能	通常利用のもの	SA25のもの	1の契約ごとに	111,000円
			SA250のもの	1の契約ごとに	155,000円
			SA750のもの	1の契約ごとに	265,000円
			証明書認証を利用する場合	1の工事ごとに	50,000円
			利用可能なクライアントIDの追加に係るもの	クライアントIDの追加50ごとに	5,500円
		一時利用のもの	下記以外の場合	1の工事ごとに	30,000円
			証明書認証を利用する場合	1の工事ごとに	50,000円
		設定変更	下記以外の場合	1の工事ごとに	50,000円

			利用可能なクライアントIDの追加数の増減の場合	1の工事ごとに	5,500円
			クライアントIDに係る登録情報の変更の場合	1の工事ごとに	5,500円
		ワイヤレスバックアップ機能	無線設定に係る工事費	1の工事ごとに	3,000円
<p>備考</p> <p>1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。</p> <p>2 インターネット接続機能において、オプション設定を行うことにより、パケットフィルタリング機能及びステートフル・インスペクション機能が利用できます。</p>					

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	線路設置費は、区域外線路（異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）について適用します。										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに Ether コミュファ契約を締結して、その場所で Ether コミュファサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受ける Ether コミュファサービスの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 （残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table> <p>イ Ether コミュファサービスの種類及び品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 （残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受ける Ether コミュファサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）	変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）
新たに提供を受ける Ether コミュファサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）							
変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）							

2 線路設置費の額

1の契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

区 分	線路設置費の額
	光配線の場合
線路設置費	88,000 円

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する Ether コミュファサービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレス取得申請手数料

区 分	単 位	料金額
IPアドレス取得申請手数料	1の申請ごとに	1,000円
IPアドレスにかかるデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000円

第2 ドメイン名取得申請手数料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名取得申請手数料	1の申請ごとに	8,000円
ドメイン名にかかるデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000円

第3 ドメイン名維持料

月額

区 分	単 位	料金額
ドメイン名維持料	1ドメイン名ごとに	400円

別 表

別表 基本的な技術的事項

契約者回線に関するもの

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
100Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX 準拠

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成23年4月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成23年6月20日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月15日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月31日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月2日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年1月31日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年5月7日から施行します。ただし、この規定のうち、第I種Etherコミュニティサービスの付加機能（クラウドアクセス機能に係るものに限り）に係る変更は、平成27年6月24日より実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社のGTCマネージドクラウド利用規約の規定により次表の左欄の基本利用料の適用を受けている者は、この約款実施の日において、イーサネット網サービス契約の締結

及び対応する区別を選択したものとみなします。

CTC マネージドクラウド利用規約における基本料の種類及び区分	この約款における定額利用料の区別
クラウド接続サービスタイプ1のコース1のもの	Ether コミュファサービス契約約款の第1(第I種 Ether コミュファサービスに関するもの2-4 付加機能使用料)に規定するクラウドアクセス機能

(経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年3月22日から施行します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る同時に接続可能なIDの数が25までのもの	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る細目SA25
付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る同時に接続可能なIDの数が250までのもの	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る細目SA250
付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る同時に接続可能なIDの数が750までのもの	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る細目SA750

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年6月30日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年8月10日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年10月1日から施行します。ただし、この規定のうち、第I種Ether
コミュファサービスの保守の態様による細目（コールドスタンバイのもの）による適用は、平成29
年2月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から施行します。